

10 でん粉の貿易

(1) でん粉・糖化製品の関税番号

ア でん粉原料用農産物・でん粉

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
0714.10 カッサバ芋 0714.10-190 粉又はミールのペレット（飼料用以外のもの）（生鮮のもの及び冷蔵し又は乾燥したもの）（15 %）	
1005.90 とうもろこし（その他のもの） 1005.90-091 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (コーンスターチの製造に使用するもの)（無税）	関税割当の枠内で、独立行政法人農畜産業振興機構へ指定でん粉等調整金を納付するもの。
1005.90-099 その他のもの（50 %又は 12 円/kg）	関税割当の枠外による輸入。 <u>※ 50%又は12円/kg</u> 50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率を選択。以下同じ。
1102.20-000 とうもろこし粉（21.3 %）	
1106.20 サゴやし又は根若しくは塊茎の粉、ミール 1106.20-190 カッサバ芋のもの（その他のもの）（15 %）	税関の監督の下で飼料の原料として使用するものを除く。
1106.20-200 その他のもの（21.3 %）	サゴやし粉
1108.12 とうもろこしでん粉（コーンスターチ） 1108.12-010 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	<u>※でん粉等に係る共通の限度数量</u> とうもろこしでん粉、ばれいしょでん粉、マニオカでん粉、その他のでん粉、イヌリン、ベーカリ一製品製造用の混合物及び調製食料品について、157,000トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量。 以下同じ。 関税割当の枠内で、独立行政法人農畜産業振興機構へ指定でん粉等調整金を納付するもの。

でん粉原料用農産物・でん粉（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1108.12-020 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（25 %）	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1108.12-091 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内で、指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.12-099 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（その他のもの）（25 %） その他（119円/kg）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。 関税割当の枠外による輸入。
1108.13 ばれいしょでん粉 1108.13-010 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	関税割当の枠内で、独立行政法人農畜産業振興機構へ指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.13-020 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（25 %）	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1108.13-091 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内で、指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.13-099 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（その他のもの）（25 %） その他（119円/kg）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。 関税割当の枠外による輸入。

でん粉原料用農産物・でん粉（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1108.14 マニオカ（カッサバ）でん粉 1108.14-010 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	関税割当の枠内で、独立行政法人農畜産業振興機構へ指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.14-020 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（25 %）	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1108.14-091 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内で、指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.14-099 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（その他のもの）（25 %） その他のもの（119円/kg）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。 関税割当の枠外による輸入。

でん粉原料用農産物・でん粉（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1108.19 その他のでん粉 1108.19-011 サゴでん粉 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	関税割当の枠内で、独立行政法人農畜産業振興機構へ指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.19-012 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（25 %）	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1108.19-017 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内で、指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.19-018 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（その他のもの）（25 %） その他のもの（119円/kg）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。 関税割当の枠外による輸入。
1108.19-091 その他のでん粉 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	関税割当の枠内で、独立行政法人農畜産業振興機構へ指定でん粉等調整金を納付するもの。
1108.19-092 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（25 %）	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1108.19-097 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの）（無税）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内で、指定でん粉等調整金を納付するもの。

でん粉原料用農産物・でん粉（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1108.19-098 経済連携協定に基づく関税割当制度により輸入されるもの（その他のもの） (25 %) その他のもの（119円/kg）	経済連携協定に基づく関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。 関税割当の枠外による輸入。
1108.20 イヌリン 1108.20-010 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（25 %）	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1108.20-090 その他のもの（119円/kg）	関税割当の枠外による輸入。

でん粉原料用農産物・でん粉（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
<p>1901.20 ベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）） (D 米産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの) (小麦でん粉を含有しないもの)</p> <p>1901.20-156 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（砂糖を加えたもの）（25 %）</p>	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
<p>1901.20-157 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（16 %）</p>	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1901.20-159 その他のもの（119 円/kg）	関税割当の枠外による輸入。
<p>1901.90 その他のもの（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）） (D 米産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの) (小麦でん粉を含有しないもの)</p> <p>1901.90-176 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（砂糖を加えたもの）（25 %）</p>	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
<p>1901.90-177 でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの（その他のもの）（16 %）</p>	関税割当の枠内であるが、指定でん粉等調整金の納付を行わないもの。
1901.90-179 その他のもの（119 円/kg）	関税割当の枠外による輸入。

でん粉原料用農産物・でん粉（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1901.90.269 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調整食料品（1901.90.176 – 1901.90.179 以外のもの）（砂糖を加えていないもの）（その他のもの）（16 %）	でん粉等の割合が 85 %未満のでん粉調整品。 でん粉に係る関税割当の対象外。
1903.00-000 タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のもの）（9.6 %）	

イ 化工でん粉・糖化製品等

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1702.30 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20 %未満のもの）	
1702.30-100 香味料又は着色料を加えたもの（29.8 %又は 23 円/kg）	
1702.30-210 香味料又は着色料を加えていないもの（砂糖を加えたもの）（85.7 %又は 60.9 円/kg）	砂糖混合異性化糖（指定糖）（砂糖調整金及び異性化糖調整金徴収対象）
1702.30-221 香味料又は着色料を加えていないもの（砂糖を加えていないもの）（精製したもの）（21.3 %）	無水結晶ぶどう糖（主としてぶどう糖からなる糖液を、脱色、脱塩及び濃縮し、結晶水を含まないように結晶化させて蜜を除去したぶどう糖） 含水結晶ぶどう糖（ぶどう糖 1 分子につき結晶水 1 分子を含むように結晶化させたもの。それ以外は無水結晶ぶどう糖に同じ。）
1702.30-229 香味料又は着色料を加えていないもの（砂糖を加えていないもの）（その他のもの）（50 %又は 25 円/kg）	全糖ぶどう糖（主としてぶどう糖からなる糖液を、脱色、脱塩及び濃縮し、直接又は固形化した後、粉末状にしたぶどう糖。）（異性化糖調整金徴収対象）

化工でん粉・糖化製品等（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1702.40 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のもので転化糖を除く。） 1702.40-100 香味料又は着色料を加えたもの（29.8%又は23円/kg）	
1702.40-210 砂糖を加えたもの（78.5%又は53.7円/kg）	砂糖混合異性化糖（指定糖）（砂糖調整金及び異性化糖調整金徴収対象）
1702.40-220 その他のもの（50%又は25円/kg）	異性化糖（異性化糖調整金徴収対象）
1702.50-000 果糖（化学的に純粋なもの）（9%）	結晶果糖 ぶどう糖から異性化糖を製造し、イオン交換樹脂を利用して99%程度の高果糖液糖に精製したものを結晶化したもの。イヌリンを加水分解して製造することも可能。
1702.60 その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるもので転化糖を除く。） 1702.60-100 香味料又は着色料を加えたもの（29.8%又は23円/kg）	
1702.60-210 砂糖を加えたもの（85.7%又は60.9円/kg）	砂糖混合異性化糖（指定糖）（砂糖調整金及び異性化糖調整金徴収対象）
1702.60-220 その他のもの（50%又は25円/kg）	異性化糖（異性化糖調整金徴収対象）、アガベシロップ（アガベの液汁をろ過、加水分解により果糖等に分解したもの）
1702.90 その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。） 1702.90-290 人造はちみつ（50%又は25円/kg）	しょ糖、ぶどう糖又は転化糖の混合物で、天然はちみつに模造するために、通常香味付け又は着色して調製したもの。

化工でん粉・糖化製品等（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
1702.90-300 カラメル（50 %又は 25 円/kg）	糖類（通常は、ぶどう糖又はショ糖）又は糖みつを 120 ~ 180 度の温度で多少長い時間をかけて加熱することにより得られる。
1702.90-510 糖類及び糖水（香味料又は着色料を加えたもの）（29.8 %又は 23 円/kg）	
1702.90-521 糖類及び糖水（砂糖を加えたもの）（その他のもの）（114.2 %又は 89.5 円/kg）	混合糖（砂糖、ぶどう糖及びくえん酸を混合したもの）（指定糖）（砂糖調整金及び異性化糖調整金徴収対象）
1702.90-522 ソルボース（12 %）	ぶどう糖を酢酸菌やグルコン酸菌で発酵させることにより得られる。食品添加物として認められており、甘味料として使用。
1702.90-523 麦芽糖（21.3 %）	でん粉を麦芽酵素により加水分解することによって製造される白色の結晶性粉末で醸造工業に使用。
1702.90-529 糖類及び糖水（その他のもの）（50 %又は 25 円/kg）	（異性化糖調整金徴収対象）
2106.90 調製食料品（他の項に該当するものを除く）（その他のもの） 2106.90-229 糖水（着色料又は香味料を加えたもの）（その他のもの）（29.8 %又は 23 円/kg）	果糖ぶどう糖液糖、砂糖、ぶどう糖、香味料等を混合したもの
2303.10-000 でん粉製造の際に生ずるかす その他これに類するかす（無税）	
2905.43-000 マンニトール（2.8 %）	有機化学品（農業協定対象品目） 糖アルコールの一種でソルビトールの異性体。吸湿性が低く食品添加物として利用。
2905.44-000 D-グルシトール（ソルビトール）（17 %）	有機化学品（農業協定対象品目） 糖アルコールの一種。口中で水に溶解する際に吸熱反応を起こすため、清涼感がある。砂糖の 60 % の甘味度を持ち、加熱に強い、脂質やでんぷんの酸化・劣化を防ぐなどの機能がある。

化工でん粉・糖化製品等（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
2918.14-000 くえん酸（6.5%）	有機化学品（非農産品） かんしょでん粉製造時に発生するでん粉かすを原料として製造。
2918.15 くえん酸の塩及びエステル 2918.15-010 くえん酸カルシウム（6.5%）	有機化学品（非農産品） かんしょでん粉製造時に発生するでん粉かすを原料として製造。
2924.29 カルボキシアミド官能化合物及び 炭酸のアミド官能化合物（その他の もの） 2924.29.010 アスパルテーム（アスパル タム（1NN））（無税）	有機化学品（非農産品） 高甘味度人工甘味料 2011年1月から新設
2932.19 複素環式化合物（ヘテロ原子とし て酸素のみを有するものに限る。） （その他のもの） 2932.19.010 スクラロース（3.1%）	有機化学品（非農産品） 高甘味度人工甘味料 2011年1月から新設
2934.99 核酸及びその塩（化学的に单一で あるかないかを問わない。）並びに その他の複素環式化合物（その他の もの） 2934.99.091 アセスルファムカリウム（I NN）（無税）	有機化学品（非農産品） 高甘味度人工甘味料 2011年1月から新設
2940.00 糖類（化学的に純粹なものに限 り、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう 糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテ ル、糖アセタール、糖エステル、糖 エーテルの塩、糖アセタールの塩及 び糖エステルの塩	有機化学品（非農産品）
2940.00-010 糖エーテル及び糖エステル 並びにこれらの塩（6%）	マルチトール（麦芽糖に水素添加して製造 した糖エーテル）、還元でん粉糖化物（マ ルチトール等よりなる還元でん粉糖化物）
2940.00-090 その他のもの（6.5%）	ソルボースを含む。

化工でん粉・糖化製品等（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
3505.10 デキストリンその他の変性でん粉	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素（農業協定対象品目）</p> <p>熱、薬品（例えば、酸、アルカリ）又は糖化酵素の作用によりでん粉を変化させることによって得られた物品及びでん粉を酸化、エステル化又はエーテル化等により変性させたもの。</p>
3505.10-100 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体（6.8 %）	<p>でん粉分子のグルコース残基の水酸基に、化学的にエーテル結合又はエステル結合により官能基を導入し、でん粉の性質を改善したもの。食品の原料として使用可能なため、固有用途に仕向けられる国内産ばれいしょでん粉と競合。20年10月に食品添加物に指定され、23年4月から食品添加物として表示が義務化。</p>
3505.10-200 その他のもの（21.3 % 又は 25.50 円/kg）	<p>デキストリン（酸又は酵素による加水分解により、でん粉を分解することによって得られるもののうち、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の 10 %以下のもの。）</p> <p>可溶性でん粉（でん粉とデキストリンの中間段階のものであり、湯ででん粉を煮たり又は冷たい希薄酸液に長時間浸けて作る。）</p> <p>糊化済でん粉及び膨潤化したでん粉（でん粉に水を加えて湿らせ、多少ともゼラチン化した塊が得られるまで熱処理し、これを乾燥し、粉碎して粉末にしたもの。この物品は、製紙工業、繊維工業、冶（や）金、食品工業及び飼料製造用等に供する。）</p> <p>その他の変性でん粉（ジアルデヒド starch、ホルムアルデヒド又はエピクロヒドリンにより処理したでん粉。）</p>
3505.20-000 膠着剤（21.3 % 又は 25.50 円/kg）	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素（農業協定対象品目）

化工でん粉・糖化製品等（つづき）

分類及び名称（貿易月表の表記）	説明
3809.10-000 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のもの）（でん粉質の物質をもととしたもの）（21.3 %又は 25.50 円/kg）	各種の化学工業生産品（農業協定対象品目）
3824.60-000 ソルビトール（第 2905.44 号のものを除く）（2.3 %）	各種の化学工業生産品（農業協定対象品目）